

全国麺類文化地域間交流推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、「全国麺類文化地域間交流推進協議会」(以下「全麺協」という)と称する。

(目 的)

第2条 全麺協は、平成4年度に開催された「世界そば博覧会」への参加を契機として生まれた自治体間の交流と相互扶助の成果として発足した。
全麺協は、そば等麺類の食文化を活かした地域の活性化に取り組んでいる全国の自治体、民間団体間のネットワーク化を図り、相互扶助と協働の精神によって一層の地域振興を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 全麺協は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) そば文化に関する情報提供と交流に関すること。
- (2) そばに関する各種イベントの推進に関すること。
- (3) 自治体の「地域振興事業」の研究と実践に関すること。
- (4) 「素人そば打ち段位認定制度」の普及推進に関すること。
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事業。

(構成員)

第4条 全麺協はA、B会員およびC会員をもって構成する。

- 2 A会員は全麺協の事業を行う自治体、またはこれに準ずる組織とする。
- 3 B会員は全麺協の事業を行う団体およびこれに準ずる組織とする。
- 4 C会員は全麺協の趣旨に賛同する個人、企業、団体とする。
- 5 会員は毎年所定の会費を納入しなければならない。
- 6 A、B会員は総会における議決権を有し、全麺協の事業に参画、広報誌への投稿を行いその配布を受ける。C会員は全麺協の事業に参加することができ、広報誌の配布を受ける。

【 会員区分と会費 】

会 員 区 分		会 費
A 会 員		年 間 9 万 円
B 会 員		年 間 3 万 円
C 会 員	個 人	年 間 5 千 円
	企 業 ・ 団 体	一 口 年 間 5 万 円

(入会および退会)

第5条 入会の申込みにあたり、所定の入会申込書および活動を紹介する資料を事務局に提出しなければならない。

- 2 入会申込にあたり、A会員の入会にはA会員の紹介が、B会員の入会にはA会員またはB会員の紹介があることとする。
- 3 紹介会員は同一都道府県内とし、会員がいない場合は同一支部内とする。
- 4 A、B会員に入会を申し出た会の代表者は、理事会へ出席して入会目的などについて説明しなければならない。

- 5 理事会の審査を経て入会を許可された者は、年度途中であっても一年分の年会費を納入しなければならない。
- 6 前項の会員は、前条第6項に規定する決議権は有せず、素人そば打ち段位認定会を開催することはできない。
- 7 前々項の会員は、1年間を経た後に理事会および総会の決議を経て会員としてすべての資格を得ることができる。
- 8 退会を申し出る者は、所定の退会届出書を事務局に提出するものとする。
- 9 2年間、会費を滞納した者および全麵協の信用を著しく失墜させた者、または全麵協の活動を大きく阻害した者は、理事会および総会の決議を経て会員の資格を失うものとする。

(役員)

第6条 全麵協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長はA会員の中から選出し、他の役員はA、B会員から選出する。
 - 3 役員は理事会において推挙し、総会において選出する。

(職務)

第7条 会長は全麵協を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は各部会を代表し、総会および理事会に出席する。
- 4 監事は全麵協の庶務、会計について監査する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 全麵協の会議は、総会および理事会とする。総会は年1回、理事会は必要に応じて開催し、次に掲げる事項を協議して決定する。

- (1) 規約の制定および改廃に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業計画および事業の実施に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) 会員の入会、退会に関すること。
- (6) その他、全麵協の目的達成のために必要と認められること。

(召集)

第10条 会議は会長が召集し、総会の議長は会長が務める。

(顧問)

第11条 全麵協に顧問およびアドバイザーをおくことができる。

- 2 顧問およびアドバイザーは理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 3 顧問は専門的な事項について、会長および理事会の諮問に応じる。アドバイ

ザーは専門的な事項について指導、助言を行う。

(事務局)

- 第12条 全麵協の事務処理をするため、会長が指定するところに事務局を設ける。
2 事務局は専門事務の一部を委託することができる。

(経費)

- 第13条 全麵協の経費は会費、素人そば打ち段位登録料、事業収入、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第14条 全麵協の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、全麵協の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(付則)

- 1 本規約は、平成 5年12月 1日より実施する。
- 2 本規約は、平成10年 7月 9日より実施する。
- 3 本規約は、平成11年 7月 9日より実施する。
- 4 本規約は、平成16年 6月26日より実施する。
- 5 本規約は、平成16年10月 7日より実施する。
- 6 本規約は、平成18年 5月13日より実施する。

全国麵類文化地域間交流推進協議会名義使用に関する細則

本細則は、「全国麵類文化地域間交流推進協議会」(以下「全麵協」という)の名義を使用しようとする者に適用する。

(協賛・協力・後援等の名義使用)

- 第1条 全麵協の名義を協賛あるいは協力、後援等に使用を希望する者は、その主催する事業の計画書とともに「名義使用願」を事務局に提出し、承認を得なければならない。事業終了後は、速やかに全麵協へ事業報告をしなければならない。

(責任の所在の明確化)

- 第2条 協賛・協力等により全麵協の名義を使用する場合はその責任の所在を明確にし、全麵協の不利益になるような行為を行ってはならない。

(本細則の適用)

- 第3条 本細則は、平成10年7月9日より適用する。